

第三者によるロジェン商標の使用ガイドライン

ロジェンの商標及びサービスマーク(以下「ロジェン商標」)は保護を要するロジェンの貴重な資産です。本ガイドラインに従ってロジェン商標を適切に使用し、ロジェン商標の帰属を明示して頂けるようご協力をお願いします。

1. 認められた使用法

特に指定がない場合は、関連するロジェン製品やサービスを参照する為に、ロジェン商標を使用することができます。例えば、再販権を有するロジェン・パートナーはその広告宣伝の中で ROJEN を販売している旨を謳うことができます。同様にロジェンのお客様が、ロジェンオイルを使用した旨をプレスリリースすることもできます。

(1) 製品やサービスとの関係

貴社の製品・サービス名に関して的確な説明的キャッチフレーズを用いて、貴社の製品・サービスとロジェンの製品・サービスとの関係を示すことは可能です。広告本文中にこのようなキャッチフレーズが貴社の製品・サービス名と同じ様式で登場することも問題ありません。貴社の製品・サービス名が本文と離れた所に表示される製品、パッケージ、広告宣伝その他付帯物の場合は、このようなキャッチフレーズは必ず貴社名より相当小さな字体で表示してください。またキャッチフレーズには異なるフォントやカラーを用いて、貴社マークと区別してください。

(2) 所有権

ロジェンはロジェンの商標が説明や参照用に使用される場合、その使用を許可します。

2. 禁止されている使用法

ロジェンによる後援や推奨、あるいはロジェンとの提携があると誤解が生じるような方法で、ロジェン商標を使用することはできません。特に以下の方法でロジェン商標を使用しないようご注意ください。

(1) 社名、製品名、サービス名

ロジェン商標あるいは混同を招きかねない変形商標を貴社の社名や製品名、サービス名に使用しないでください。貴社の製品・サービスをロジェンのそれに関係付けた記述を望まれる場合は、以下のような適切なキャッチフレーズを使用してください。

「例」	ROJEN 正規販売店	○
	ROJEN 総販売元	×
	屋号 ROJEN	×

(2) ロゴ

ロジェンロゴの使用に関して詳細な情報が必要な場合は、第三者によるロジェンロゴの使用ガイドラインをご参照ください。

(3) トレードドレス(製品、サービスに用いられている特徴的なデザイン)

ロジェンのトレードドレス、あるいは字体やロゴは模倣しないでください。例えば貴社製品用にロ

ジェンのパッケージを複製したり、あるいはロジェンロゴを連想させる独特なロゴタイプを用いて貴社製品名を表示しないでください。

(4) ドメインネーム

貴社のインターネットドメインネームにロジェン商標もしくは混同を起こす可能性のある変形商標を使用しないでください。これはインターネットユーザーがウェブサイトの情報提供元が貴社なのかロジェンなのか混同するのを防ぐためです。

3. 商標記号及びクレジットライン(商標権の明示文)

お客様にロジェン商標をご認識頂く為、そして商標の一般用語化を防止する為、商標記号とクレジットラインにより適切な商標帰属を表示願います。またクレジットラインによって商標がロジェンに帰属することがより明確になります。したがって以下に詳述するように、商標記号(™、®)とクレジットラインを使用することにより、ロジェン商標が ROJEN 株式会社に帰属することを示していただければ幸いです。

(1) 商標記号

®記号は製品、パッケージ、マニュアル、広告宣伝、販促資料およびウェブページなどにおける「ROJEN」商標が最も目立つ出現箇所(例えば広告宣伝の見出し)と、本文または主文の最初の出現箇所において使用してください。これは「ROJEN」が製品やサービス名の一部として用いられている場合も含みます。商標記号は他のロジェン商標には付す必要はありません。

(2) クレジットライン

ロジェン商標が付された製品、パッケージ、マニュアル、広告宣伝、販促資料およびウェブページのすべてに、以下のクレジットラインを入れなくてはなりません。

クレジットライン：「ROJEN 及び美整は、ROJEN 株式会社及びその関連会社の登録商標です。」

クレジットラインは配布対象物のどこに表示されても構いませんが、一般的には著作権について記載されている頁、パッケージ裏面、文書やウェブページの末尾に表示します。

4. 商標一覧

- (1) ROJEN
- (2) 美整施術
- (3) 意識筋術
- (4) 意識筋
- (5) 美整
- (6) BISEI
- (7) BISEIOIL
- (8) 美整オイル